

扶養している親族の人数	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	168.4万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	210.0万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	250.0万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円	135.0万円